

令和6年6月25日

市内小学校6年生保護者様

ふじみ野市教育委員会

部活動を事由とする指定校変更制度について（通知）

平素は、本市の教育行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ふじみ野市教育委員会では、市内各小・中学校の通学区域を定め、この通学区域と住民票の住所に基づいて就学すべき学校を指定しています。

また、部活動を事由として指定校以外の中学校へ通学を希望する場合には、指定校の変更が認められる要件を定めておりますので、お知らせいたします。

1 部活動を事由とする指定校変更制度について

お子様が入部したい部活動が本来通学すべき中学校に無い場合に、その部活動を設置している中学校へ入学できる制度です。部活動を事由とする指定校変更は、中学校入学時のみ申請できます。

なお、入学後の3年間必ず当該部活動に入部していただきます。退部した場合や、参加状況が悪い場合などは、本来の指定校に転校していただきますので、お子様の学校生活に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、慎重なご判断をお願いいたします。

2 申請方法・期間等について

① 学校教育課へ相談

② 9月27日（金）までに申請書類を、学校教育課窓口に提出ください。

※上記期間を過ぎた場合、部活動を事由にする指定校変更の申請はできません。

③ 指定校変更許可証は、令和7年1月に送付の就学通知書と共に送付します。

3 申請場所について

ふじみ野市役所第二庁舎3階 学校教育課

4 申請書類について

- ・「指定校変更承認申請書」
- ・「指定校変更申請の理由書」
- ・「誓約書」

※上記書類は学校教育課にあります。

5 部活動見学等について

- ① 希望者は7月12日（金）までに学校教育課にご連絡ください。日程調整は学校教育課学務係がおこないます。
- ② 部活動見学は、指定校変更の必要条件ではありませんが、活動状況や部員数などについて必ず学校に確認してください。
- ③ 日時の指定はできません。保護者同伴での見学になります。
- ④ 中学校の都合で見学ができない場合があります。
- ⑤ 怪我等を考慮し、体験では無く見学のみとします。

6 申請についての留意点

- ① 事前にお子様の部活動に対する強い思いや活動意欲、また、通学などについて十分に話し合っ^て申請をしてください。入学後はその部活動に取り組むと共に学習等に励み、卒業まで通学することになります。
- ② 学校の規模等により、抽選となる可能性もあります。
- ③ 顧問が変更されたことを理由として再度の指定校変更はできません。
- ④ **指定校変更の事由となった部活動を退部することはできません。（練習についていけない、顧問が異動した、部員数が少ないなどの理由でも退部することはできません。）**
- ⑤ 自転車通学は認めていません。徒歩や公共交通機関の利用をお願いします。登下校時の安全確保については、保護者の責任において行ってください。
- ⑥ **お子様が指定校変更の事由となった部活動に入部しない場合や、参加状況が悪い場合、学校生活・運営に支障をきたしている場合等には、本来の指定校に転校していただきます。**
- ⑦ 弟や妹については、本来の指定校に入学していただきます。中学校が兄弟姉妹で別々となる可能性があります。
- ⑧ 当該制度は、中学校入学時のみに申請できます。
- ⑨ 当該制度は、指定校変更の事由となる部活動の存続を保証するものではありません。

【学校教育課・学務係】

電 話 220-2084（直通）

FAX 267-3737